

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成22年7月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第18号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成21年12月22日京都市条例第33号）中別表第1及び別表第2の改正規定の施行期日は、平成22年7月20日とする。

（建設局土木管理部自転車政策課）